

# 令和6年第5回 飯豊町議会定例会会議録

令和6年9月13日 令和6年 第5回飯豊町議会定例会は、飯豊町役場議場に招集された。

◎ 出席議員は、次のとおりである。

1番	横山	清彦	2番	島貫	寿雄
3番	遠藤	純雄	4番	高橋	勝
5番	屋嶋	雅一	6番	舟山	政男
7番	松山	和好	8番	遠藤	芳昭
9番	高橋	亨一	10番	菅野	富士雄

◎ 欠席議員は、次のとおりである。

なし

◎ 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	後藤幸平	教育長	熊野昌昭
代表監査委員	伊藤毅	会計管理者(兼) 税務会計課長	上田信幸
総務課長	志田政浩	企画課長	鈴木祐司
住民課長	後藤智美	健康福祉課長(兼) 地域包括支援センター所長	伊藤満世子
介護老人保健施設 事務長(兼) 国保診療所事務長	渡部博一	農林振興課長(併) 農業委員会事務局長	舘石修
商工観光課長	山口努	地域整備課長	渡辺裕和
教育総務課長	後藤美和子	社会教育課長(併) 町民総合センター所長	竹田辰秀

◎ 本会議の書記は、次のとおりである。

議会事務局長	色摩里香	議事室主査	井上由佳
事務助手	横澤吉和		

◎ 議事日程は、次のとおりである。

令和6年 第5回飯豊町定例会追加議事日程〔第1号〕

令和6年 9月13日

午前10時 開議

- 追加日程第1 認定第 1号 令和5年度飯豊町一般会計決算認定について  
(決算特別委員長 報告・採決)
- 追加日程第2 認定第 2号 令和5年度飯豊町国民健康保険特別会計決算認定について  
(決算特別委員長 報告・採決)
- 追加日程第3 認定第 3号 令和5年度飯豊町後期高齢者医療特別会計決算認定について  
(決算特別委員長 報告・採決)
- 追加日程第4 認定第 4号 令和5年度飯豊町介護保険特別会計決算認定について  
(決算特別委員長 報告・採決)
- 追加日程第5 認定第 5号 令和5年度飯豊町訪問看護特別会計決算認定について  
(決算特別委員長 報告・採決)
- 追加日程第6 認定第 6号 令和5年度飯豊町介護老人保健施設特別会計決算認定について  
(決算特別委員長 報告・採決)
- 追加日程第7 認定第 7号 令和5年度飯豊町下水道事業特別会計決算認定について  
(決算特別委員長 報告・採決)
- 追加日程第8 認定第 8号 令和5年度飯豊町菟生財産区特別会計決算認定について  
(決算特別委員長 報告・採決)
- 追加日程第9 認定第 9号 令和5年度飯豊町豊原財産区特別会計決算認定について  
(決算特別委員長 報告・採決)
- 追加日程第10 認定第 10号 令和5年度飯豊町添川財産区特別会計決算認定について  
(決算特別委員長 報告・採決)
- 追加日程第11 認定第 11号 令和5年度飯豊町豊川財産区特別会計決算認定について  
(決算特別委員長 報告・採決)
- 追加日程第12 認定第 12号 令和5年度飯豊町中津川財産区特別会計決算認定について  
(決算特別委員長 報告・採決)
- 追加日程第13 認定第 13号 令和5年度飯豊町水道事業会計決算認定について  
(決算特別委員長 報告・採決)

- 追加日程第14 議案第 77号 令和6年度飯豊町一般会計補正予算（第5号）
- 追加日程第15 同意第 6号 飯豊町教育委員会委員の任命について
- 追加日程第16 諮問第 2号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 追加日程第17 発議第 7号 各常任委員会の閉会中の所管事務調査について
- 追加日程第18 発議第 8号 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査について
- 追加日程第19 発議第 9号 議員派遣について

(議長 菅野富士雄君) ( 午前10時00分 開議 )

ご起立願います。

おはようございます。

ご着席ください。

去る9月3日に開会いたしました第5回飯豊町議会定例会も本日が最終日となりました。議員各位の連日のご精励、誠にご苦労さまでございました。

ただいまの出席議員数は10名であります。

定足数に達しておりますので、ここに成立いたしました。

本日も暑いようですので、上着を取ることを許可いたします。

直ちに本日の会議を行います。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程により進めてまいります。

《 追加日程第 1 》

認定第1号 令和5年度飯豊町一般会計決算認定について  
から

《 追加日程第 13 》

認定第13号 令和5年度飯豊町水道事業会計決算認定について  
までの13案件について、別紙配付のとおり決算特別委員長より審査の結果の報告がありましたので、これを一括議題といたします。

本件に関し、決算特別委員長の報告を求めます。7番 松山和好君。

(決算特別委員長 松山和好君)

おはようございます。

私から決算特別委員長報告を申し上げます。

令和6年第5回飯豊町議会定例会において、決算特別委員会に付託になりました令和5年度飯豊町一般会計決算ほか各特別会計決算11件、事業会計決算1件、合わせて13案件について、その審査結果についてご報告申し上げます。

決算特別委員会は、去る9月5日の本会議において設置され、同日の本会議終了後、直ちに委員会が招集され、正副委員長の互選が行われました。その結果、委員長に不肖私が選任され、副委員長に舟山政男君が選任されました。

審査は、9月10日及び11日の2日間にわたって行われ、出席状況は、委員全員の出席でありました。

町執行部からは、後藤町長、伊藤代表監査委員及び議会選出の高橋監査委員は両日、熊野教育委員会教育長は所管の日に出席されました。

さらに、説明員として各課の課長、局長、事務長、室長も出席し、職務のため、色摩議会事務局局長、井上議事室主査、横澤事務助手が出席いたしました。

審査の進め方は、10日に総務文教常任委員会所管分、11日に産業厚生常任委員会所管分の審査を行い、所管ごとに一般会計決算と各特別会計決算、水道事業会計決算とを区分し、それぞれに質疑を行い、全会計の質疑が終了後に討論、採決を行いました。

採決の結果、令和5年度飯豊町一般会計決算、各特別会計決算11件、事業会計決算1件について、全会一致で認定すべきものと決定いたしました。

なお、審査の内容及び経過につきましては、皆さん出席の中で行われましたので、改めての報告は省略させていただきますことをご了承願います。

以上が審査の結果であります。当局におかれましては、審査の過程で委員各位より出されました質疑、意見等について、議会の意図するところを十分お酌み取りいただき、今後の事務執行に当たられますようお願い申し上げます。

決算特別委員会の審査の報告といたします。

(議長 菅野富士雄君)

以上で、決算特別委員長の報告は終わりました。

これから、ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

(議長 菅野富士雄君)

質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

(議長 菅野富士雄君)

討論なしと認めます。討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

採決は、一般会計決算、特別会計決算及び事業会計決算に区分して行います。

最初に、追加日程第1 認定第1号 令和5年度飯豊町一般会計決算認定についての件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りいたします。

本案に対する決算特別委員長の報告は認定すべきものであります。

委員長報告のとおり賛成の方はご起立願います。

( 起立 全員 )

(議長 菅野富士雄君)

お直りください。

起立全員です。

よって、認定第1号 令和5年度飯豊町一般会計決算認定についての件は、決算特別委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、追加日程第2 認定第2号 令和5年度飯豊町国民健康保険特別会計決算認定についてから、追加日程第12 認定第12号 令和5年度飯豊町中津川財産区特別会計決算認定についてまでの11案件を一括採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りいたします。

本案に対する決算特別委員長の報告は認定すべきものであります。

委員長報告のとおり賛成の方はご起立願います。

( 起立 全員 )

(議長 菅野富士雄君)

お直りください。

起立全員です。

よって、認定第2号 令和5年度飯豊町国民健康保険特別会計決算認定についてから、認定第12号 令和5年度飯豊町中津川財産区特別会計決算認定についてまでの11案件は、決算特別委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、追加日程第13 認定第13号 令和5年度飯豊町水道事業会計決算認定についての件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に対する決算特別委員長の報告は認定すべきものであります。

委員長報告のとおり賛成の方はご起立願います。

( 起立 全員 )

(議長 菅野富士雄君)

お直りください。

起立全員です。

よって、認定第13号 令和5年度飯豊町水道事業会計決算認定についての件は、決算特別委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

ただいま町長から、議案第77号 令和6年度飯豊町一般会計補正予算(第5号)、同意第6号 飯豊町教育委員会委員の任命について及び諮問第2号 人権擁護委員の候補者の推薦についての3案件が提出されました。

これを日程に追加し、それぞれ追加日程第14、追加日程第15及び追加日程第16として議題にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

(議長 菅野富士雄君)

異議なしと認めます。

よって、議案第77号、同意第6号及び諮問第2号をそれぞれ追加日程第14、追加日程第15及び追加日程第16として議題とすることに決定いたしました。

《 追加日程第 14 》

議案第77号 令和6年度飯豊町一般会計補正予算(第5号)

の件を議題といたします。

この際、提出者から提案理由の説明を求めます。町長 後藤幸平君。

(町長 後藤幸平君)

ただいま議題となりました議案第77号 令和6年度飯豊町一般会計補正予算(第5号)についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に6,000万円を追加し、歳入歳出それぞれ78億2,991万1,000円と定めるものであります。

歳出の内容は、地域福祉振興基金積立金3,000万円及び地域医療体制確保事業貸付金3,000万円を追加するものであり、その財源として前年度繰越金3,000万円及び地域福祉振興基金繰入金3,000万円を追加するものであります。

以上、概略を申し上げます。よろしくご審議いただきまして、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

(議長 菅野富士雄君)

以上で提案理由の説明は終わりました。

これから、ただいまの提案理由の説明に対する質疑を行います。4番 高橋 勝議員。

(4番議員 高橋 勝君)

それでは、地域医療体制確保事業貸付金についてお伺いいたします。

補正予算(第4号)では補助金というふうな名目で上程されてきておりましたが、この5号では貸付けというようなことで、これはかなり意味合いが違ってくるのかなと思っております。この補助金から貸付金に変更された理由をまずお聞きしたいと思います。

(議長 菅野富士雄君)

志田総務課長。

(総務課長 志田政浩君)

4番 高橋議員のご質問にお答えいたします。

議員からご指摘のとおり、一般会計補正予算(第4号)につきましては、地域医療体制確保支援補助金ということでそれを削除する形で修正案を可決していただいたというふうなことでございます。その後、議会の皆様との議論を通しまして貸付金というようなことで修正をさせていただいて、今回第5号という形で上程をさせていただいたというふうなことでございます。

(議長 菅野富士雄君)

4番 高橋 勝君。

(4番議員 高橋 勝君)

今、補助金から貸付金になった経過というか、今、説明ありましたが、貸付けというようなことで今現在ある条例、社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例を基にというようなことで、これからこれが可決されれば貸付要綱を新たに制定というようなことになるとは思っておりますが、2点だけお伺いいたします。

これから貸付要綱を新たに制定ということで2点だけお伺いしますが、申請の手続をどのように考えていらっしゃるのか。今の条例ですと、助成をする助成の場合の申請というようなことで今記載になっておりますので、これが貸付けになった場合、今、(1)から(5)、助成の場合、ありますが、この内容をそっくりそのままではないのかなと思っております、貸付けですから、今度は。ですから、どのような申請を求めていくのか、今の現段階でのお考えをお聞かせください。

あとまた、大事なこれ要綱になると思うんですが、金銭消費貸借契約書、この中身でかなり

大きく変わってくると思います。現時点で構いませんので、当局の案として返済期限、返済方法、利率、あと連帯保証人、このあたりはかなり重要な決め事、契約書になると思うんですが、まず原案としてどのような案をお持ちであるか、お聞かせください。

(議長 菅野富士雄君)

志田総務課長。

(総務課長 志田政浩君)

高橋議員の再質問にお答えをいたします。

申請の手続というお話がございました。高橋議員からお話がありました金銭消費貸借契約書に基づいて貸付けを実施していくこととなりますけれども、それに伴いましていろいろな事業計画であったり、ここに記載させていただいているような収支予算書であったり、そういったものをつけさせていただきながら、当事者間で合意の下に金銭消費貸借契約書のほうを作成して貸付けを実行してまいりたいというふうに考えているところであります。

貸付条件の案というふうなことで、まだ、町のほうでの案というような段階でありますけれども、地方公共団体からの貸付けにつきましては、地域住民の福祉増進を図るために行われるものというようなことでございまして、行政目的の見地から無利子、または市中金利に比べて低利であり、その償還期間についても長期とすることができるというふうなことになっておりまして、まだ案の段階ではありますけれども、償還期間につきましては5年据置き後の10年間の償還としまして計15年間の償還期間、償還方法については年賦償還、貸付利子については無利子、連帯保証人につきましては、金銭消費貸借契約書のほうに連帯保証人の欄がもちろんございますので、そこについてはもちろん必要であるというふうに考えております。

(議長 菅野富士雄君)

よろしいですか。ほかにございませんか。3番 遠藤純雄議員。

(3番議員 遠藤純雄君)

3番 遠藤でございます。

それでは数点お伺いしますが、先ほど全員協議会の中では、社会福祉法人等に対する助成の手続に関する条例を準用した形で貸付けを行いたいという説明がございました。この条例の中で助成対象者、貸付けをする助成、この条例で助成となっておりますけれども、対象者は、法第22条に規定する社会福祉法人もしくは法第2条に規定する社会福祉事業を経営する法人となっておりますが、さゆりクリニックはどちらの法人に該当するのか、お伺いします。

それからですね、ただいま貸付金の要綱を口頭で説明あったわけでありましてけれども、こう

いう大事な案件については、補正予算と一緒に、例えば奨学金の貸与の基金がありますよね。それを貸し付けして運用するためには条例がちゃんと設定してあります。ですから、条例も一緒に上程されて、そして、一緒に内容を審議する形でないと、我々、第2次審査機関は審査ができないということになります。その辺、いかがお考えか、お伺いしたいと思います。

(議長 菅野富士雄君)

志田総務課長。

(総務課長 志田政浩君)

3番 遠藤議員のご質問にお答えをいたします。

まずは、いいでめぎみの里福祉会がどの部分に該当するのかということでお話がありました。議員ご指摘のとおり、社会福祉法人等に対する助成の手続に関する条例の中で、助成という第2条がございまして、第1号で法第22条に規定する社会福祉法人、第2号で前号に掲げるもののほか、法第2条に規定する社会福祉事業を営む法人というふうなことがございまして、さらには第1条の趣旨の中で社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業を行う法人というふうなこともございまして、このたび、さゆりクリニックが担っておりますいいでめぎみの里福祉会における公益事業の部分についても加えながら、地域医療体制確保事業貸付金要綱をつくってまいりたいというふうに考えておりますが、ここの中でどの部分に該当するかという部分については、法第22条に規定する社会福祉法人というふうなことでございます。

先ほど口頭でなくてというふうなお話がありました。そこについては大変申し訳ないわけですけれども、当事者間での協議を踏まえてというふうなことになりますので、まだ案というふうな段階でございます。先ほど申しました貸付条件の案につきましては、償還期間について5年据置き後の10年間の償還とさせていただきます。計15年間の償還期間、償還方法については年賦償還、貸付利子については無利子というふうなことで、今のところ、町のほうではそういった案で思っているところでもありますので、当事者間で金銭消費貸借契約書、契約を取り交わす後にその点についてはご報告を申し上げたいというふうに思います。

(議長 菅野富士雄君)

3番 遠藤純雄君。

(3番議員 遠藤純雄君)

社会福祉法人法の許可を受けている団体であることは間違いないということによろしいでしょうか。そこがまず第1点目の確認です。許可を受けずに社会福祉法人という名前だけを使っているというところもあるらしくて、そうでないと最初からもうアウトになりますから、その

許可を受けている団体であるということ。

それからですね、同じことを言うようになりますけれども、やはり今回の補正の金額だけの決定では駄目なんですよね。やはりこういう3,000万円という金額については町民の税金を投入するということから、当事者間の話合いで決定するってことは全くアウトです。やはり町民の議会の理解を得て、そして、その内容に基づいて契約をするんだというスタンスでないと全く違う方向に行っています。役場と当事者間の話合いだけで決まるんだというのは大きな間違いです。そういうことから、この貸付金の要綱をしっかりと議会に提示していただいて同じく審査をしないと、この場は通過できないというふうに私は考えております。

そして、今の説明にも一部ありましたけど、無利子だと。無利子だということを行政がやり始めると、既にさゆりクリニックでは民間の銀行からも融資を受けているという話を聞いておりますが、民間の銀行はどうなるのでしょうか。行政から無利子でどんどんお金を貸すようになれば、貸金業を行っている方への邪魔をしてるだけではないのでしょうかね、この行政が、そういうことでいいのでしょうか。例えば役場の中でコピー料金、一般の人が頼みに来てコピーやらせてくれっていうコピー料金を設定してますよね。それはそのコピーをなりわいとしてコピーを焼かしているお店なんかには迷惑がかからないように、それよりも若干高めに設定してあると思います。それが一般的な常識です。ですから、そういうふうな銀行が貸付けをしているものがあるのを知りながら、地方公共団体が無利子だよっていうことを、本当にそんなことを真面目に考えていらっしゃるのか、お伺いしたいと思います。

(議長 菅野富士雄君)

志田総務課長。

(総務課長 志田政浩君)

まず、その無利子という部分についてでありますけれども、先ほど高橋議員のご質問にもお答えさせていただきましたが、地方公共団体からの貸付けについては、地域住民の福祉増進を図るために行われるものというようなことで、行政目的の見地からも無利子、または市中金利に比べて低利であり、その償還期間も長期にすることができるというふうなことで、通常条件よりも有利な条件を付することができるものというふうに思っております。

さゆりクリニックについては、以前の本会議の中でもお話をさせていただきましたが、一般医療に加えまして町の特設健診であったり企業の職員の健康診断であったりというところで、町の国保診療所だけでは担えない部分を担っていただいているというふうなことで、地域医療の確保及び医療提供体制の安定化においても公益性が特に認められる。この部分においても無

利子という部分は十分該当していくというふうに考えております。

このたびの9月補正の前段の一般会計の補正予算におきましても、地域観光新発見事業貸付金というようなことで貸付金について既に可決をいただいているという状況があります。どこまで示すというようなことなんだと思うんですが、そこについてはご理解をいただければというふうに思います。

(議長 菅野富士雄君)

3番 遠藤純雄君。

(3番議員 遠藤純雄君)

貸付金の議決要件が要らない、要る、それはどういうふうに決められているかということであらうかと思えますけれども、逆に返せば、なぜ奨学金貸与基金なんかの条例が条例として議決されているのでしょうか。そういう点をやはり考えていただかなければならないと思えます。

それから、行政目的と一言でおっしゃいますけれども、このさゆりクリニックで行っている行為が全て行政目的なののでしょうか。民間として医療行為を提供することが全て行政目的になるのでしょうか。その辺をお聞きしないと、全て行政目的だから無利子ということにはならないというふうに思います。

(議長 菅野富士雄君)

志田総務課長。

(総務課長 志田政浩君)

先ほど行政目的の見地というお話をさせていただきました。この貸付金の事業の趣旨、あるいは行政需要に対応するための住民福祉の増進を図っていくと、そういった部分においても必要不可欠であるというふうな部分を考慮しますと、貸付金の実施はすべきものというふうに判断しているところであります。

(議長 菅野富士雄君)

ほかにございますか。よろしいですか。8番 遠藤芳昭君。

(8番議員 遠藤芳昭君)

私のほうから何点かお聞きをしたいと思います。

貸付金3,000万円ということで提示がありましたけれども、前回までは補助金というふうなことで明らかにその用途を明記しなければならないと。当然、補助金の予算化をする場合はその根拠があるはずであります。貸付金の場合、その根拠というものはどこなのかなというふうなことであります。補助金は全く1円たりとも目的外には使ってはならないというふうな

ことがあります、貸付金の場合どのようなものに用途するのかというようなことが、やっぱり問題ではないかなというふうに思います。ですから、貸付金の必要性の根拠、確認をしているのかどうなのかというようなことをお聞きをしたいと思います。

それから、2点目ですけども、コンサルタントが今入っているというふうなことでありまして、当初の提案のときもコンサルタントには十分審査をしていただきながら提案をいただいているということではありますが、コンサルタントの経営計画、それから経営診断、そういったものについて議会側にいつ提示をしていただけるのかですね。結局そういったものも判断材料になるのではないかなというふうに思うところであります。

それから、一方的に現在、金銭消費契約書をつくるというふうなことでありますが、返済計画が今度大事だなあというふうに思います。要は返済ができるのかどうなのかというふうなことでありますが、先日の当初の質問の中で、提案の中で健康福祉課長のほうから7年後には黒字化するというふうなことを確認いただいて、ここにも書類もありますというふうなことでありましたが、それは本当に7年後に黒字化をして返済計画ができるのかどうなのかという一番のところが大事なところでございまして、やっぱり返済できなかったというふうなことがなるといけないので、その点はきちんとやっぱり確認をしているのかどうなのかですね、お聞きをしたいなというふうに思います。

それからですね、やはり今、公共の福祉とか、公益あるいは住民のためと言いますが、やっぱりずっと今まで言ってきたとおり、町全体が医療計画をやっぱり全面的に見直しをしないといけないと、高齢化社会の中で少子化、高齢化、そして人口減少の中で本当にやっぱり地域医療が今後、どのようにあるべきかというふうなことを真剣に考えなきゃいけないんじゃないかなというふうに思います。私は本当はそれが一番先でないかなというふうに思ったんですが、今回貸付金ということで出てきましたので、将来的に新しい首長さんになるかと思いますが、やっぱり地域医療をどういうふうにして今後、組み立てていくのか、私も反対討論あるいは前日の質問の中で様々な点を提案しましたが、やっぱり町として本当は一番、そこを考えていかなきゃいけないんじゃないかなというふうに思ったところでありますので、併せてそういったものも並行して取り組んでいくというようなことがあるのかどうなのか、しなければいけないと思いますので、その辺のお考えをお聞きしたいと思います。

(議長 菅野富士雄君)

最初の1点目を総務課長のほうからお願いいたします。志田総務課長。

(総務課長 志田政浩君)

遠藤議員のご質問にお答えします。

議員ご指摘のとおり、補助金につきましては、地方自治法によりまして、公益上、必要がある場合に補助することができるというふうな制限がございます。一方、貸付金についてはそのような制限はないというようなことでありますけれども、地方自治体の存在意義から考えても条理上の限度はあるというふうに示されております。

先ほど来、申し上げておりますけれども、地域医療の確保、そして医療提供体制の安定化、住民福祉の増進を図っていく上で必要不可欠であるというようなことを総合的に勘案しますと、貸付金については問題ないものというふうに理解しております。

(議長 菅野富士雄君)

伊藤健康福祉課長。

(健康福祉課長(兼)地域包括支援センター所長 伊藤満世子君)

遠藤議員のご質問にお答えいたします。

まずは、3,000万円のほうの根拠というふうなことで今、総務課長からお話あったわけですが、貸付金については、根拠というふうなところは補助金よりは緩やかではあるというものの、私たちとしては3,000万円の根拠として考えておりますのは、医師、看護師の人件費に関わる経費、それから医療体制を維持するための経費というふうなことで考えております。

中身につきましては、さゆりクリニックさんのほうから提出していただいている資金推移の中で今年度の支出予定額が6,964万1,000円というふうなことで計画がありますけれども、その中の医師、看護師等の人件費に関わる経費が約4,000万円ほどあります。その他、医療事業のほうを継続するための医療機器のリース代、医薬材料費、業務の委託料、システムの保守点検料、光熱水費、送迎用の車両代、燃料費の総額が約2,000万円ほどというようなことで、今年度、既に半年が経過しているというふうなこともありますので、今後の運営費というふうなことで人件費の2分の1、それから医療機器と医療業務に関わる経費の2分の1、合わせて3,000万円というふうなことで貸付けの内容というふうに考えさせていただいているところでございます。

それから、コンサルタントからの提案というふうなことですけれども、まだ本格的なコンサルタントの経営計画というのはまだ示されていないところでありますので、そちらについては、これからまた貸付金というふうな形にもなるのであれば、また方向性も少し変わってくるのかもしれないので、そういったところは今後、荘内銀行、それからコンサルタントと一緒にまた協議していく、一定煮詰めていくべきかなというふうに考えているところです。

あと、経営診断のほうでは、さきに示されましたクリニックの資金推移につきまして7年後から黒字に転じるというふうなところがありますので、そういったところを見据えながらさゆりクリニックと一緒に協議した上で、負担にならないような金額で返済計画をつくっていきたいというふうに思っているところです。

それから、町全体の医療計画というふうなことで以前からお話をいただいておりますけれども、今までの全協でもお話しさせていただいてるとおり、第8期の医療計画、国の医療計画、それから県の医療計画、それが6年3月末に示されたばかりでございますので、そちらのほうも参考にしながら今後、町としてどういうふうに地域医療体制を整備していくのかというようなところも検討していく必要はあるかと思いますが、いずれ高齢者がこれから増えていくというふうなところで在宅医療というところを進めていかななくてはならないというふうなところと、先ほど総務課長がお話ししたとおり、これから秋にかけて新型コロナの定期接種も始まりますので、そういったところをさゆりクリニックさんに今までも担っていただいておりますが、診療所だけでは担えない業務というところを、町から委託させていただく業務について担っていただかなくてはならないというふうな意味では、今この段階でさゆりクリニックさんがなくなってしまうと、大変町民が困ってしまうというふうな現状であるというようなことをご理解いただければなというふうに思います。

以上です。

(議長 菅野富士雄君)

8番 遠藤芳昭議員。

(8番議員 遠藤芳昭君)

説明をいただきました。貸付金の場合は、特にこれと決まった項目、あるいは目的に貸すというようなことはないというようなことかもしれませんが、人件費というのは、例えば行政の経費でいけば義務的経費ですよ。まずそれが一番確保しなければいけないという経費だと思いますが、その経費も貸付金ですというのはちょっといかがなものかなあと。本来、義務的経費っていうのは、貸し付けるとかそういうものではなくて、例えば新たな事業を行うとか、新たな戦略とかですね、そういったものに対しての本当は事業の貸付けがあるのではないかなというふうに思ったところです。そういう話であればそれでいいんですが、やっぱり本来であれば、もう少し別な説明があるべきなのではないかなというふうに思いました。

あとそれから、コンサルタントは、そこが一番、私は大事かなというふうに思います。貸付けをするよりも、やっぱり今後、経営診断、そして、今後の経営計画、経営戦略といいますか

ね、そういったところまでコンサルは踏み込んでやっていただいているんだと思いますが、結局それを基にして返済をどうしていくかなというふうなことなんだと思いますが、いずれコンサルタンの経営診断、あるいはその経営戦略、経営計画、その辺については私どもにご提示をいただけるんでしょうかね。それをやっぱり本来、きちんと確認をしていきたいなというふうには思うんですが、ただ時間の関係で現在はもう採決をしなければいけないというふうなことで、採否を決めなきゃいけないということでありますので、今後、そういった経営計画をコンサルの結果をお示しをいただけるのかどうか。

それから、もちろん、先ほども無利子あるいは返済期間というようなことありました。それから保証人の話もありましたけれども、問題は、今後、その返済計画がどうなっていくかというふうなことだと思います。やっぱりそのところは、借り人ですね、お借りをする方がちゃんとかこういう形で返しますよというふうな、そういう確約がないと、やっぱりうまくないのではないかなあと。義務的経費もちょっと足りないというふうな状況の中で、やっぱりその確約をもらわないと、私どももきちんとしたその判断ができないのではないかなというふうに思います。

ただ、先ほど最後に課長からありましたように、答弁にありましたように、地域医療をどうするのかという具体的な事例なんかも、あるいは今すぐ差し迫っていることもありましたので、その辺も十分判断をしながら判断をしなければいけないかなというふうに思いますが、特に今、言いました貸付金の本当の内容ですね、それから、コンサルタンの診断結果、あるいは経営の計画の提案、そして、返済計画の確認、そういったものをきちんと出していただけるのかどうかですね、出していただけないというふうなことで、今すぐは出せないというようなことありましたので、今後、それを出せるかどうかというふうなことで確認をしたいと思います。

(議長 菅野富士雄君)

伊藤健康福祉課長。

(健康福祉課長(兼)地域包括支援センター所長 伊藤満世子君)

ただいまの遠藤議員の再質問にお答えしたいと思います。

様々な要望がありましたけれども、コンサルタンの経営計画等々、できた時点で皆様のほうにお示ししたいと思いますので、少しお時間はかかるかもしれませんがご了承ください。

以上です。

(議長 菅野富士雄君)

よろしいですか。

申請計画は、先ほど5年の10年、15年という。ほかにございますか。7番 松山和好君。

(7番議員 松山和好君)

前にも申し上げたんですけども、我々がこの場で町長なり担当課長に言っている内容は、本来ならば役場がその申請人たる人から申請書が上がってきたときに、そのまま受付の窓口において役場の担当者がその申請人に対して言うべきなんですよ。それを役場の担当者なり町長が、申請人に代わって言ってるわけですよ。それも文書ではなくて口頭でね。だから議論が進まないんですね。ずっと空回りしているわけですね。

だから、申請書を1回出してもらったような気配もあるんですけどね、ただ、それを全協の場において最終的にはコンサルタントに審査してもらえということになったわけですし、当然、それはその申請書の添付書類としてコンサルタントの報告書をつけろということなわけですね。それがなければ申請できないわけですよ。申請もされていないものを我々ががあがあ言っているだけであって何の意味もないわけですね。

ましてや、消費貸借契約書どうのこうのというのがあるんですけどね、最終的には契約書の一言一句を皆さんが納得しないと契約にはならないわけですね。貸します、借りますだけでは済まない話であって、まだまだ今日とか明日でけりがつくもんでなくて、最初の全協から何か月もたっているわけですね。それに対して申請者側は何も対応してこない。そんなことから考えて本当に返済する気があるのかなという疑いもあるわけですよ。返済計画、5年だ、10年だ、15年だ、それはいいんですけども、数字において皆さんが納得できる可能な数字が書かれているか、それが問題なわけです。

それを受理した時点で役場も当然、責任を負うわけですし、申請を受理したと。それを今度、許可した場合、我々賛成議員も責任を負うわけですね。申請人の顔すら分からない、どこの誰だかも分からない、全然判このある書類も見せてもらわないと、そういう状態でわあわあ言っているだけであって、ただ単に、私が思うに、町長の個人的な付度にしかならないと思うんですね。もし本当に正当なものであれば、文書において申請者側からコンサルタントの報告書を添付した上で、ちゃんと皆さんに資料を配付した上でまた正式に審議すべきだと思います。そのような申請書を出してくださいということを申請者側に伝えているんでしょうか。

(議長 菅野富士雄君)

伊藤健康福祉課長。

(健康福祉課長(兼)地域包括支援センター所長 伊藤満世子君)

様々な申請書類については、まず予算を確定してから様々な書類を整えて改めて申請を申請をさせていただくというふうな流れになりますので、今のところで正式な申請書というものはないところではございます。

あとは申請者の方のお話をお聞きしたいというのであれば、いずれかの時期を見てそういう場を設けるのも必要なのかなというふうに思いますので、そこら辺につきましては協議させていただきたいというふうに思います。

以上です。

(議長 菅野富士雄君)

7番 松山和好君。

(7番議員 松山和好君)

申請書が出ない時点で何で役場のほうで予算措置までしなくちゃならないか。それほど町長にとっても大切な案件だと思うんですけども、とにかく前にも申し上げたとおり、「せいては事を仕損じる」と、仕損じるですか、すみません。

とにかくこれに尽きるんですよ。もう階段を1段飛ばして2段、3段から始めると。それで今までの積み重ねが現在の町の状況になっているわけです。もっともっと我々も町当局側も真剣に考えるべきだと思います。まずはそのコンサルタントの報告書を添付した申請書を出してくださいと、そこからしか言うものはありません。

(議長 菅野富士雄君)

それは今後、出すということです。そこで、今の時点では判断してほしいということです。いずれ出てくるということです。7番 松山和好君。

(7番議員 松山和好君)

そのコンサルタントの内容によっては、報告書の内容によっては全然考え方が違ってくる場合があるわけですね。順調だ、数字だけでも順調だとすれば、我々もさあ、どうぞ、お使いくださいということになるわけですし、あくまでも報告書の内容が我々の判断を左右するものから、判断材料を省いてさあ、ここでどっちだと言われてもなかなか判断しづらいのは我々です。そうじゃないですかね、普通ね。判断材料、例えば車を買うなんていう場合、何でもいいんだ、金さえあればいいんだみたいな、そういうことじゃないわけですね。吟味する必要があるわけです。吟味の必要性ってのは私何年か前に私のとんぼにも書いたんですけども、吟味ですね、本当にそれでいいのかと。今、ここで賛成する人も反対する人も、誰も自分の賛

成、反対に責任を持てる人、いないわけですね。例えば金貸して返してもらえなかったよと、どうなるんだと。今度は町長が町長でなくなるわけですし、それを見込んで町長が個人の名前で保証人になる。これは大変結構なことですけども、そういうことになるわけですよ。保証人もいない、どうでもいいみたいで、それでは我々、町民の財産と生命を守るという立場なものですからうかつなことは言えないわけです。返してもらわなかった場合には、俺が責任持つ、私が責任持つなんていう人はいないわけですね。いないかどうかは分かりませんが、中には金の使い道に困っている方もおられるかもしれませんけれども、そういうふうな方がおられればいいですよ。そうでない場合に架空の討論をしても始まらないと思うんです。まずは報告書を出してもらおうと。後で出すのは駄目ですね。決定してから出すのは何の意味もないわけですし、その辺、どう考えているんでしょうかね。後で出すのは当たり前だと思っているのか、お聞かせ願います。

(議長 菅野富士雄君)

伊藤健康福祉課長。

(健康福祉課長(兼)地域包括支援センター所長 伊藤満世子君)

ただいまの松山議員の再質問にお答えします。

あくまでも町の事業となりますので、予算のほうが決まらないと事業には手をつけられないというか、準備を、事務を進めることができないというふうなところが第1段階ですので、まずは予算が通ってから事務手続をして申請を出していただいて、それから審査を行ってというふうな流れになるというところをご理解いただければと思います。

以上です。

(議長 菅野富士雄君)

ほかにございませんか。2番 島貫寿雄君。

(2番議員 島貫寿雄君)

まず、確認なんですけども、この条例は、社会福祉法人云々という条例ですよ。でも、先ほど来、ずっとですが、さゆりクリニック、さゆりクリニックということで名前が出て議論を何度もやってますけども、さゆりクリニックって法人なんですか。社会福祉法人があつてそこにケアハウスとさゆりクリニックがぶら下がっているのは分かりますけど、まずそこをよく説明してください。

そして、この条例とか、社会福祉事業のことを調べれば、社会福祉事業というのは、生活保護及び児童福祉とか、老人、身体障がい者福祉等の云々の事業になるわけですよ。しかし、

今回は明らかに運転資金、赤字補填のような形です。だから、出すとすれば法人に出さなくちゃいけないわけです。法人は頂いた、借りた貸付金をこういう本来の福祉の事業に使わなければ私はいけないと思います、法人に出れば。何でさゆり、さゆりと、こうなるんですか、その辺のことを私、だんだん何度聞いても分からないんですけども、組織的にはどうなってるんですか。法人に貸し付けるわけですね。だったら条例をもっと読み込んで解釈しないとなかなか理解できないこともあるんですけども、その辺はいかがなんでしょうか。

(議長 菅野富士雄君)

志田総務課長。

(総務課長 志田政浩君)

島貫議員のご質問にお答えします。

先ほど遠藤議員からのご質問にもあったわけでありましてけれども、社会福祉法人等に対する助成の手続に関する条例というふうなことで、この条例を準用させていただきたいというふうに考えております。

この趣旨という部分で、社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業を行う法人に対する助成というふうな規定がございます。ここの部分につきましては、いいでめざみの里福祉会がもちろん、該当するわけでありましてけれども、この部分に加えまして今、いいでめざみの里福祉会でさゆりクリニックが担っております公益事業の部分も加えまして、改めてこの条例を準用しながら地域医療体制確保事業貸付金要綱を制定してまいりたいと考えております。そういった意味でご理解をお願いしたいというふうに思います。

(議長 菅野富士雄君)

島貫寿雄君。

(2番議員 島貫寿雄君)

ということは、福祉法人が運営してるという形でよろしいですか、さゆりクリニックの関係、はい、分かりました。

(議長 菅野富士雄君)

ほかにございませんか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

(議長 菅野富士雄君)

ないようですので、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

(議長 菅野富士雄君)

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第77号 令和6年度飯豊町一般会計補正予算(第5号)の件を採決いたします。

この採決は挙手によって行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 挙手 多数 )

(議長 菅野富士雄君)

挙手多数です。

よって、議案第77号 令和6年度飯豊町一般会計補正予算(第5号)は原案のとおり可決されました。

《 追加日程第 15 》

同意第6号 飯豊町教育委員会委員の任命について  
の件を議題といたします。

この際、提出者から提案理由の説明を求めます。町長 後藤幸平君。

(町長 後藤幸平君)

ただいま議題となりました同意第6号 飯豊町教育委員会委員の任命についてご説明申し上げます。

本年9月30日に任期満了となります飯豊町教育委員会委員井上俊幸氏を引き続き任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を得たいので提案するものであります。

井上俊幸氏につきましては、住所を申し上げます。

飯豊町大字添川1419番地、生年月日は昭和35年2月5日でございます。

なお、任期は令和6年10月1日から令和10年9月30日まででございます。

以上、ご説明申し上げます。

よろしくご審議いただきまして、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

(議長 菅野富士雄君)

以上で、提案理由の説明は終わりました。

本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

お諮りいたします。

同意第6号は原案のとおり同意することに賛成の方はご起立願います。

( 起立 全員 )

(議長 菅野富士雄君)

お直りください。

起立全員です。

よって、同意第6号 飯豊町教育委員会委員の任命については、原案のとおり決定いたしました。

《 追加日程第 16 》

諮問第2号 人権擁護委員の候補者の推薦についての件を議題といたします。

この際、提出者から提案理由の説明を求めます。町長 後藤幸平君。

(町長 後藤幸平君)

ただいま議題となりました諮問第2号 人権擁護委員の候補者の推薦についてご説明申し上げます。

人権擁護委員の候補者について、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、樋口典子氏を法務大臣に推薦することについて、議会の意見を求めるため、提案するものであります。

樋口典子氏につきましては、住所を申し上げます。

飯豊町大字椿3594番地17、生年月日は昭和39年7月30日でございます。

以上、ご説明申し上げます。

よろしくご審議いただきまして、ご意見賜りますようお願いいたします。

(議長 菅野富士雄君)

以上で、提案理由の説明は終わりました。

本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

お諮りいたします。

諮問第2号は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

( 起立 全員 )

(議長 菅野富士雄君)

お直りください。

起立全員です。

よって、諮問第2号 人権擁護委員の候補者の推薦については、原案のとおり決定いたしました。

《 追加日程第 17 》

発議第7号 各常任委員会の閉会中の所管事務調査について  
及び

《 追加日程第 18 》

発議第8号 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査について  
の2案件を一括議題といたします。

本件に関し、飯豊町議会会議規則第75条の規定に基づき、総務文教、産業厚生、広報公聴の各常任委員長及び議会運営委員長からお手元に配付しましたとおり、それぞれの所管に属する事務について閉会中に調査したい旨の許可申出がありました。

お諮りいたします。

総務文教、産業厚生、広報公聴の各常任委員長及び議会運営委員長から申出のとおり許可したいと思えます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

(議長 菅野富士雄君)

ご異議なしと認めます。

よって、発議第7号 各常任委員会の閉会中の所管事務調査について及び発議第8号 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査についての2案件は、各常任委員長、議会運営委員長申出のとおり許可することに決定いたしました。

《 追加日程第 19 》

発議第9号 議員派遣について  
の件を議題といたします。

お諮りいたします。

お手元に配付しておりますように、議員の派遣については、これを許可したいと思えます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

(議長 菅野富士雄君)

ご異議なしと認めます。

よって、発議第9号 議員派遣の件については、許可することに決定いたしました。

ここでお諮りいたします。

今定例会において議決されました各議案等について、その条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に委任いただきたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

(議長 菅野富士雄君)

ご異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理を議長に委任することに決定いたしました。

以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

ここで後藤町長より発言を求められております。これを許可いたします。町長 後藤幸平君。

(町長 後藤幸平君)

議長並びに議会の議員の皆様のご厚意によりまして、本日、私の町長としての本会議でのご挨拶を申し上げる最終日に、このような機会を与えていただき、改めて厚く御礼を申し上げますと存じます。

また、ただいまは本議会に寄せられた、提案させていただいた全議案についてご可決いただきましたことを、改めて御礼を申し上げます。

議員の皆様の実直な議論の経過によって可決しましたこと、全職員、肝に銘じてしっかりと履行するようにならなければいけないなと感じたところでございます。

実は私は様々な家庭的な事情によって17歳のときに一家の長となりました。非常にまだまだ人生経験も浅く、高校3年の12月の冬に家長という立場に立たざるを得ないという自分の運命に、非常に緊張感を持って不安な日々を過ごしたという経験がございまして、そのとき以来、どうしたらこの世の中を生きていけばいいのかということをいろいろと考え続けてきた。

その第1番目は、やはり人間には様々なハンディーもあるし、決してプラスとは言えないマイナスな局面が余りにも多い。そのことをどうやはり逆手に取ってパワーに変える、力に変えるという手法はないものかと。落ち込むことなくハンディーを、壁を一つの力に変える生き方をしようとは実は若いときからいろんな経験を重ねる中で醸成していった私の心の中にある一つの決心があります。

マイナス掛けるマイナスはプラスになるはずだと、足し算ではなく掛け算をするという方程式を描いて、ぜひ困ったこと、次に困ったことを掛け算してここでしかできないことをやるということを、生き方をしようと思って今日まで歩んできました。

民間の経営者のときは約40年、17歳ときから数えてやり続けましたが、その中で大きなやはり経済の動きの中や農業問題、米問題の中で自分としてやれることは何か、最も自分の得意とする能力を生かして、ハンディーをプラスに変える手法は何かということを考え続けてきていろんなことをやりました。

その中では思い切った、やはり投資をしなければ駄目だと、事業は。投資をする中で社会に自分の考えを、商品を通じて判断を迫って何とかやはり生き抜いていくということを考え続けました。売上げ1億円の会社で3人ほどの従業員がおりましたが、大きな3億円ほどの投資をして、何と国や食糧庁からそういうことはまずいよということを言われ続けましたけれども、何とかやり続けるということで全国から多くの支持者をいただいて一晩で状況が変わるということを経験いたしました。1億円から瞬く間に6億円の売上げを到達させるまでに至りました。従業員は3人から30人、50人となった経験がございます。

私の民間の経済人としての経験がすぐさま行政的な手法に通用するとは全く考えておりません。しかし、いかに信念を持って投資することが大事であるかということとそのときに学んだことはもう確かな事実でありまして、思い切ったことをすると、やはり週刊文春ではありませんが私のときは週刊新潮でした。それから読売新聞、朝日新聞、山形新聞、毎日新聞、全国紙のトップに出まして、頑張っている地方の経済人がいるということで評価をいただいて、そうしたことから多くの反響をいただき、1億円の小さな町の商人から6億円というのは、あの当時、やはり大変なことだったと思いますが、何とかそれが、レベルは若干下がりましたがけれども今も続いている。

そうした中で、自分としては社会から地域からそうした経験を生かして、これからは行政といえども民間人的な手法が極めて大事であると。特に何と当時の自治労の委員長あたりから、これからは民間の手法をとにかく使わなければいけないと思うと。ぜひ決断してくれということなどがあって立候補を決断して今日に至って、おかげさまでいろいろな紆余曲折はございましたけれども、4期16年を務めさせていただこうとしております。あと1か月余りということになりました。

その中で私は一つの指針にした書物がございます。これは判断としてはいろいろ賛否両論のある方ですが、文春新書の中で三浦瑠麗さん、ご存じの方もいらっしゃると思います。若い女

性の政治学者であります、「政治に絶望している人のための政治入門」という書を出版されました。なかなかこれからそうした世界に突入する際に、何らかの指針になればなあと、思って手に取って読みました。文春新書の三浦瑠麗さん著の「政治に絶望している人のための政治入門」、それは特に若い人たちに対して政治に絶望してはいけない。したたかに粘り強く政治というものの意味を考えて実行してほしいと。非常に辛いことが多いわけですが、その中に見逃せないセンテンスがありました。

「地方自治体は一体何をやっているのだ。国の金をもらって何かをやるということは政治ではない。そうしていることを続けている限り、地方は都市から正しい評価を得られない。自ら考え自ら投資をして、そしてお金を集めて地方自治体、地方公共団体としての住民サービスを主張して打ち立ててほしい。お金はその次に集まるはずだと。地方自治体の首長よ、しっかりしろ」と。もう簡単に言うと、そういう檄が飛ばされて述べられておりました。

私はそれを読んで非常に燃えました。なるほど、そうだと。金は欲しいし、国や県からお金をもらわなければ飯豊のような自治体は一步も前に進めない。標準財政基準でいうと、40億円の国の、当時の自治省の判断でさえ40億円規模、今は何と幾らあるのでしょうか。ご存じのとおり、70億円、80億円、電池バレーにつき込んだお金、たくさんお金がかかった時代を考えると、90億円に近づいた。そんな大変な投資をしてきたと思っております。

やっぱりそのことが、私はやっぱり退任するに当たって、いろいろ大変な状況がありますけれども絶望してはいけない。したたかに粘り強く、自分たちの考える地域のための構想を、事業構想を打ち立ててそこからやはり県、国に訴えていくという、そういうことが大事なんだろうというふうに思ってきたところでございます。

その中で、いろいろこの間も遠藤芳昭議員の一般質問の中でこれまでの様々な活動、行政実績についてご紹介もいただきました。本当にありがたかったというふうに考えております。

その中で実は、自分が常に頭に描いている若いときに読んだ書物が2冊、実はあります。これは自分が若いときにいろんな同僚や友人と議論をしたときに話題となった書でもあります。

その第1冊目は、アダムス・スミスの「国富論」であります。これからの国を豊かにするのはこういう理論でいけど。その中で、実は最もポピュラーなものは、「神の見えざる手によって法で縛るよりも自由に経済活動したほうが結果はよくなる」と。フランスとイギリスを対比して、自由な自由主義経済に取り組んだイギリスのほうがずっと豊かになっていると。法を中心に展開した社会を形成しようとしたフランスは決してそうではなかったということも引き合いに出しながら、結局は「神の見えざる手によって自由な経済活動をすることのほうが国は

豊かになる」と。それは今日の世界情勢を見てみると、確かにうなずけることもございます。資本のバイブルに国づくりをしたところは、決して強制やルールに縛られてなかなか国民を、人民を平和にすることは結果的にできなかったと、そういうふうなことが言えると思います。

ただ、アダム・スミスの「国富論」の中の前段に「道德情操論」という書物が実はございます。アダム・スミスは「道德情操論」と「国富論」と2冊で一つの主張であると、こういうふうな考え方でいらっしやった。

実は現代の経済学は、全て後段の神の見えざる手によって自由に活動するほうが豊かになるんだということだけを見て、アダム・スミスが言おうとした倫理観、社会道徳、あるべき姿ということについて、ちょっと今の人たちは忘れてしまっているのではないかという考え方があります。そのことをこの演壇から降りるに当たって、皆さんとともに課題を共有できればと思って今日来ました。

そのことを最近の書物で明確に主張した話題作がございます。それは著作名は「善と悪の経済学」というものであります。現在も東洋経済から分厚い本が出てますので機会があったら手に取っていただきたい。

チェコの経済学者でトーマス・セドラチェックという方がお書きになった。賛否両論ありますが、やはり基本は、経済成長論だけではない善と悪、人間はどうあるべきか、社会はどうあるべきかということが基本であるはずだということを経済学者から長々と述べられておまして、経済学者からはそんなこと言ったってなあということでも批判もあることも事実であります。私はこれだけ都市と農村、地方がある社会格差が拡大してしまった状況の中で、トーマス・セドラチェックが言おうとしたことは、非常にやはり正しいし、我々がこれからこの地方の社会をどうしなければいけないかというときに、決して経済成長論だけでは済まないということ、小さな会社、小さな弱い立場にある人への温かい視線、これが最も基本となる。そのことは善と悪の経済学で実はアダム・スミスも言ってるんだと、何百年も前に。それを現代の経済学は忘れているということだったと思います。

勝手なことを申し上げましたが、そういうようなことからSDGsのテーマであるとか、環境の問題であるとか、成長原則ではとても解決し切れない。そのことについてはエリノア・オストロムが言ってるように、政治は解決できないし、大きな資本も解決できない。それは、日本国中にある小さな地方自治体と住民の皆さんの住民運動によって環境は守られるのだと言う。そしてノーベル経済学賞をおもらいになりましたアメリカの経済学者です。

そういう人たちの知見もありますので、そうしたまちづくりを近年はさせていただいたつも

りであります。環境、森の活用、水、土地、農業、決して成長論では後回しにされるようなものが極めて重要な最優先課題になっていることは、皆さんもご承知のとおりであろうかと思えます。

今後、町議会において、退任に当たってのこうした機会を与えていただいた皆様に改めてお話ししたいことを述べさせていただきました。決して私の発言が全て当たっているとは言いませんが、これまで4期ごとに一つの旗印にさせていただいたことは、一番最初、これは落選したときですけれども、「明日をひらく新風」という非常に思い上がった表題をテーマでやりました。このときは残念ながら落選いたしました。やっぱり世間は見てるんですね。この若造、大変な思い上がりだなと。その次はぐっと謙虚に、「語ろういいで、広がる未来」というテーマで、このときは何とか当選させていただき、次は、語り合いの後、「発見、創造、ふるさと新時代」というものを地域資源をリソース、資源をいかに発見するかということに旗印にしました。それを基に1期、2期、3期目には「フロンティア飯豊」、地域力を共生と自立をテーマにフロンティア精神でいこうと、「フロンティア飯豊、ふるさと新時代」を旗印に当選させていただきました。そして、4期目は「子供たちへの未来へ」ということで、集大成として電池バレー事業について、三浦瑠麗さんの言葉などを参考にさせていただき、ぜひ投資をすることによって地域、社会は変わり得るということで今日に至っております。

後藤町政の幕を閉じるに当たって、もし5期があれば、どんなスローガンで選挙に出たろうというふうに思うことがあります。それも私の心の中では決めておまして、表に出ないことだったと思いますけれども、5期はありませんから。もしあったらこのスローガンで戦おうかなと思っておったものが格好いいのです。「この丘に集まれ、希望の丘に」と、こういうことでやろうとしましたが、まずは今日で幕を閉じることにいたします。

希望の丘に引き継いでいく若い次の世代のリーダーに期待を申し上げて、皆さんに大変長い間、お世話になりましたこと、不調法な言葉遣いもたくさんあったと思いますがお許しいただきますことと、飯豊町議会がますますご発展されますように、議長を先頭にご活躍されますことを心からお祈り申し上げ、私からの退任に当たっての挨拶とさせていただきたいと存じます。

本当に長い間、ありがとうございました。

(議長 菅野富士雄君)

閉会前にここで副議長と議長を交代いたします

副議長よろしく願いいたします。ご登壇お願いいたします。

(副議長 屋嶋雅一君)

それでは、暫時の間、議長を交代いたします。

ここで、10番 菅野富士雄君より発言を求められております。これを許可いたします。10番 菅野富士雄君。

(10番議員 菅野富士雄君)

皆さんの許可をいただきまして、ここに立たせていただいております。

ねぎらいの言葉というのが当てはまるか分かりませんが、今期をもって退任なさる後藤町長にねぎらいを申し上げたいと、このように思います。

私も今、4期16年ということで後藤町政に付き合っただけです。その前の落選した話もありましたが、その当時も私も議員をやらせていただいております。2つ先輩の後藤さんが町長選に挑戦するという中では、私は味方できなかったわけです。当時、まだ私も1年ぐらいしかかじっていない議会の議員でしたけども、やっぱり前町長のしっかりとした政策が財政的にどうなんだろうということで、ここはまだ若い後藤さんに任せるべきではないという私の判断でそのようになったところでもございました。

以前から後藤幸平さんとは、野球チームの仲間であったり若いうちの農業の関係でお付き合いをさせていただきました。まず一番に思い出に残っているのは、デラウェアと一緒に作っていたということでございます。こちらは高伝寺山で、私は自宅の前でデラウェアを栽培して、今泉葡萄出荷組合のほうに、そちらのほうで使っていただいております。そんなことに関係から、私もこの世界に進むとは思ってなかったんですけども、たまたま先に道を運んだということでございます。

そんな中で一番ですけども、平成20年の11月7日就任なんですけども、町長は。その折には平成の合併の話が、その論議が活発な時期でありまして、県内でも多く合併された市町村がございまして。

そんな中で、後藤幸平氏の当選によって置賜のある地域の首長からは、飯豊町ではもう合併というのはないのではないかとことを言われました。それは当然、先輩の首長さんたちでありますから、後藤幸平氏がどのような人物かをご理解をした上での発言だったと思いますが、私もその当時も議長をさせていただいておりますので、できるなら合併という方向で私も進んでございました。置賜広域病院組合のほうの当時の枠でやるのか、それとも西置賜のほうでやるのかというような形でいろいろ各市町の議長さんからもいろいろご意見を伺ったところなんです。

そんなことで私たちの町は、当然、後藤幸平氏が町長になったということで独自の道を歩む

と。我が飯豊町は、これからきらりと輝くまちにしていくというような町長の考えの下に進んでまいったところでございます。

そんな中で、予算のこともありましたけども、本当に各町村のほうの議長さんあたりから聞きますと、飯豊は予算が大きいねと言われます。人口規模の同じような朝日町だったり、最上町だったりという話の中では、やっぱり10億円から15億円ぐらい、年間の予算が違います。そんなことも、これは職員の方の努力もあってということなんでしょうけども、後藤町政の中では、しっかりと予算を確保して、先ほど予算のことであまりお金にこだわるなという話も町長、されておりましたけども、やっぱり予算を確保できなければ次の年度の組替えもできないというようなことになろうかと思っております。そんな中でいろいろ実績も上げていらっしゃいます。

私が一番心に残っているのは、日本の美しい村連合に加盟されて本当に全国に飯豊町ありきということで、後で大蔵村の次だったんですけどもそんなところで示していただいて、町民に飯豊を誇っていけるようなことをやっていただいたなど、このように思っております。

あとは、今、議会でも最後の町政ということで電池バレー構想という中でも話が私には一番残ってございます。議員の時代、議長のかきはなかなか発言できませんでしたが、議員の時代に今、高橋議員ぐらいしか多分一緒にやってた方、いらっしゃいませんけども、その当時から電池バレー、あそこのLDFの跡地ということで、あそこは近所に尻無沢という川がございます。山王原地区というもの、あそこも礫状の土地でしてなかなか水がたまらないというような状況で、上杉藩時代から悩まされた土地でございます。そんな中で、一部礫状の土地に関わるような場所で、ここに投資しても地下に浸透して成果が現れないんじゃないかというようなことで、前置きしながらの質問をいっぱいさせていただきました。

というのも、先ほど、説明があったようなことの基本の中で、これから町として投資して町民の福祉向上、そして、生活の安定のために企業誘致含めてやっていきたいということでもありました。ただ、あのような状態の中でなかなか難しいんじゃないかと。これからどのような時代になっていくか分からない、未来を見据えての町長の考えだったとは思いますが、議会の一議員としてはなかなか思うように賛同できなかった部分もございました。議長、委員長と言って発言を求めてその中で電池バレーで話すのは、最初にこの事業が成功したら今の日本の総理大臣よりも立派な21世紀に残る政治家になるのではという前置きをして質問をさせていただいておりました。当然、その難しさから言わせていただいたところです。当時の総理大臣は凶弾に倒れてアベノミクスがどう最終的になったのか、見ることもできなくて残念だとは思

いますけども、町長は退任なされてもこの電池バレー構想についてはしっかりと見届けていただきたいなと、このように思っております。せっかくまいた種でございます。つぼみが出て、そして、花が開花し、そして、結実して実になるということもしっかりと見届けていただければと思っております。

取り留めのないねぎらいの言葉になりそうでございますのでここで終了したいと思います。今、私たちにいただいた議会のさらなる発展と皆様の今後の活躍を先ほど、後藤幸平町長から言っただきました。これに対しましても、飯豊町のさらなる発展、そして、個人となられます、11月6日までありますからその後ですけども、ぜひ一民間経済人として議会を見つめていただきなうらアドバイス等もいただけるようお願い申し上げます、一言ねぎらいの言葉とさせていただきます。

ご清聴、誠にありがとうございました。

(副議長 屋嶋雅一君)

ここで議長と交代いたします。ありがとうございました。

(議長 菅野富士雄君)

閉会に当たって一言ご挨拶申し上げます。

去る9月3日に開会されました第5回飯豊町議会定例会は、ただいまをもって閉会となりました。

11日間の会期中、議員各位には、議案審議に当たり活発に、しかも慎重に審議していただき、誠にありがとうございました。

また、町執行部におかれましても、会期中の議会運営にご協力を賜りましたことに深く感謝申し上げます。

今定例会は決算議会とも言われますように、令和5年度分の各会計決算認定をはじめ、補正予算など重要案件などが提案され議決されました。町当局におかれましては、審議の過程の中で議員各位から出されました意見、要望等に十分配慮されまして、行政の事務執行に当たられますようお願いいたします。

結びに、秋の収穫が目の前であります。高温による水稻、果樹など農林水産業への影響も懸念されているところでもありますが、今後の台風や自然災害、そして農作業事故などに十分注意し、喜びの収穫作業が円滑にできますようお祈り申し上げます。

また、町民の皆様にはご健勝をご祈念申し上げます。

令和6年第5回飯豊町議会定例会を閉会といたします。

大変ご苦勞さまでした。お疲れさまでした。 （ 午前11時30分 閉会 ）

上記会議の次第は、議事室主査（井上由佳）が記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

令和6年 月 日

飯豊町議会 議長 菅野 富士雄

飯豊町議会 議員 高橋 亨一

飯豊町議会 議員 横山 清彦